別紙第３号書式

表面

労災保険年金等送金通知書

あなたの年金・労災就学等援護費・労災援護給付金は下記のとおり支払います。

支払開始日　　年　月　日

年金証書の番号

労災保険年金	円
労災就学等援護費	円
労災援護給付金	円
合計支払額	円

支払店　「　　銀行　　店」又は「　　郵便局」

受領証

上記の金額を受領しました。

年　月　日

氏　名

（裏面の注意事項をよく読んでください。）

（受給権者

住所

氏名　　様）

（官署支出官　厚生労働省労働基準局長　印）

裏面

（注意事項）

1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は貴殿に対しお支払できないことになりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。

2　支払を受けるときは、表面の「受領証」欄に氏名を書き、印を押して、年金証書と一緒に表面の支払店に差し出してください。

なお、住所の変更などにより表面の支払店から支払を受けることが困難な場合には、この通知書を持参のうえ、最寄りの労働基準監督署に届け出てください。ご希望の支払店から支払を受けることができます。この場合、届け出てからご希望の支払店から支払を受けるまでに20日程度かかります。

3　この通知書を亡失したときは、直ちに、表面の支払店に支払の停止を請求してください。

この場合、支払がまだなされていないときは、表面の支払店を経由して下記連絡先に届け出てください。

4　表面の支払開始日から１年を過ぎると、この通知書による支払店での支払はできませんので注意してください。

5　この通知書を拾われた方は、最寄りの労働基準監督署まで届け出てください。

連絡先

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課

（所在地）

（電話番号）

委任欄

表記の金額を受け取ることを下記の者に委任します。

（代理人）

住所

氏名

（受給者）

氏名

備考　1　用紙の大きさは、はがきの大きさとする。

2　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）に基づく年金たる特別遺族年金の送金に係る通知をする場合にあつては、「労災保険年金等送金通知書」とあるのは「特別遺族年金送金通知書」と、「年金・労災就学等援護費・労災援護給付金」とあるのは「特別遺族年金」と

「

労災保険年金	円
労災就学等援護費	円
労災援護給付金	円
合計支払額	円

」

とあるのは　「

特別遺族年金	円

」とする。

3　「（注意事項）」については、上記の他、必要な事項を記述することができる。